

高齢者福祉施設等の施設整備事務取扱要領

制定 平成 2 1 年 1 1 月 1 日

施行 平成 2 1 年 1 1 月 1 日

1 趣 旨

社会福祉法人が行う施設建設工事に係る契約手続については、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成 1 3 年 7 月 2 3 日厚生労働省老健局長通知）」により，都道府県市が行う公共事業の扱いに準じて行うこと等，適切な執行の確保が求められている。

このことから，柏市公的介護施設等整備等補助金，柏市公的介護施設等開設準備等補助金又は柏市特別養護老人ホーム整備等補助金を受けて，社会福祉法人，営利法人，特定非営利活動法人などが行う事業（以下「補助事業」という。）の契約手続きについて定めるもの。

ただし，補助事業の内容や緊急性を考慮し，この要領を適用することが適当でないと市長が判断した場合は，別途，補助事業の契約手続きについて定めるものとする。

2 契約方法

(1) 1 件の予定価格が 2 0 0 万円を超えている工事の案件，1 0 0 万円を超えている委託の案件及び 1 5 0 万円を超えている物品・印刷の案件は，制限付き一般競争入札の対象とする。ただし，地方自治法施行令第 1 6 7 条の規定に該当するときは指名競争入札にすることができる。

また，次の各号のいずれかに該当する場合は，随意契約とすることができる。

ア 契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合。

イ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合。

ウ 競争入札に付することが不利と認められる場合。

エ 競争入札に付し入札者がいないとき，又は再度の入札に付し落札者がいない場合。

- (2) 前号の規定により，指名競争入札とする場合の指名業者数は次の表による。ただし，次の表の指名業者数を指名することが困難な場合は，この限りではない。

予 定 価 格	指 名 業 者 数
2 億 円 以 上	1 2 社 以 上
5 千 万 円 以 上 ～ 2 億 円 未 満	1 0 社 以 上
1 千 万 円 以 上 ～ 5 千 万 円 未 満	7 社 以 上
1 千 万 円 未 満	5 社 以 上

- (3) 1 件の予定価格が 2 0 0 万円以下の工事，1 0 0 万円以下の委託及び 1 5 0 万円以下の物品・印刷の契約は，随意契約とする。この場合における指名業者数は前項の規定に係わらず，2 社又は 3 社とすることができる。

- (4) 契約方法は，法人における意思決定機関（以下「理事会等」という。）において，決定をすること。

3 入札参加条件

入札参加条件を付すことにより，不良不適格業者を排除し，契約の確実な履行の確保を図るため，「柏市制限付き一般競争入札参加条件設定基準（平成 1 8 年 3 月 3 0 日制定）」に基づき，工事については次の(1)から(3)まで，及びその他必要な入札参加条件を理事会等で設定すること。委託，物品及び印刷については，(2)及びその他必要な入札参加条件を理事会等で設定すること。

なお，指名競争入札における入札参加条件の設定も同様とする。

- (1) 総合評定値（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 2 9 第 1 項の総合評定値であって，制限付き一般競争入札の案件の公告の日において本市に登録されているものをいう。）を設定すること。当該値については柏市制限付き一般競争入札参加条件設定基準を参考に，

法人が任意に設定すること。

また、工事内容に適した「建設工事の業種」を選択すること。

＜ 設 定 例 ＞

(ア) アフターメンテナンス等を考慮し、建設地の近くに本店のある業者を選定したいが、あまり高く設定すると入札に必要な業者数を確保できなくなる恐れがあるため、800点以上と設定する。

(イ) 全国的に実績のある業者を選定したいので、1250点以上と設定する。等

(2) 柏市入札参加資格者名簿に登録されている業者であり、本店または入札の権限が委任された支店が柏市内にあること。ただし、市内で競争ができない場合は、この限りでない。

なお、柏市入札参加資格者名簿への登録の有無を、柏市入札情報により確認すること。

(3) 実施しようとする建設工事等と同種（用途、規模及び構造）の工事を元請として施工完了した実績（以下「施工実績」という）があること。

＜ 設 定 例 ＞

建築する建物が鉄筋コンクリート造・延べ床面積 3800 m² の特別養護老人ホームである場合

ア 社会福祉施設、老人保健施設、病院で延べ床面積 2000 m² 以上の鉄筋コンクリート造の建物を過去 10 年以内に元請として施工した実績があること。

イ 特別養護老人ホーム又は老人保健施設で延床面積 2,500 m² 以上の鉄筋コンクリート造の建物を過去 10 年以内に元請として施行した実績があること。等

(4) その他必要な基準を定めること。

4 予定価格の決定

(1) 契約の目的となる工事等について、前年度の実績や当該

年度の予算を参考取引の実勢価格，需要の状況，履行の難易，数量の多寡，履行期間の長短等を考慮して適正に定めること。

(2) 予定価格は，理事会等で決定し，理事長の自署により「予定価格書（様式１）」を作成し，入札までの間封印し，法人において厳重に保管すること。

(3) 予定価格は，原則として落札決定後に公表すること。

5 最低制限価格の設定

(1) 最低制限価格の設定については，次の中から理事会等において決定すること。

ア 最低制限価格を設けない。

イ 最低制限価格を設ける。

この場合，「最低制限価格制度及び低入札価格調査規準価格制度の適切な活用について（平成２１年５月１５日 国総入企第３号）」に基づき設定すること。

(2) 前項の規定により最低制限価格を設定する場合は，理事長の自署により，予定価格書に最低制限価格を記入すること。

(3) 最低制限価格は，原則として落札決定後に公表すること。

6 入札参加事業者の募集及び資料徴収

(1) 第２項及び第３項の決定を経て，入札参加業者の募集をする。

ただし，原則補助事業に係る市からの内示の通知の後に，入札参加業者を募集すること。

(2) 制限付き一般競争入札においては，入札内容を公告すること。なお，入札公告では次の内容を明示するとともに，建設工事の場合は建設関係の新聞に掲載すること等により，公平性，透明性の確保に努めること。

ア 工事概要

工事名，工事場所，発注者，建物概要，工事内容，
工期，仕様書等

イ 応募要領

入札参加条件，入札説明書の交付期間，入札参加資格確認申請書の提出，受付場所及び期間，問合せ先等
ウ その他

その他明示する内容については，過去に建設関係の新聞に掲載された制限付き一般競争入札制度による公告例を参考とすること。

(3) 前号の規定にもとづく入札公告では，第3項で決定した入札参加条件を確認するための資料の徴収について記載すること。

(4) 指名競争入札においては，第3項で設定した入札参加条件を満たす入札参加業者を選定すること。なお指名競争入札参加の募集は，第2項第2号で定めた指名業者数を確保するため，必要数より多めに通知すること。

7 入札保証

入札保証の設定の有無は理事会等で決定する。

なお，入札保証を求める場合は，「建設工事における入札保証に関する説明事項」に基づき行うこと。

8 契約保証

契約保証の設定の有無は理事会等で決定する。

なお，契約保証を求める場合は，「建設工事における契約保証に関する説明事項（参考）」に基づき行うこと。

9 設計図書，入札説明書等の縦覧，配付

(1) 制限付き一般競争入札においては，入札公告後速やかに，当該建設工事等に係る入札説明書，契約書案，入札条件，設計図面及び仕様書等（以下「設計図面等」という）の縦覧を行うこと。設計図面等は，公告日以降，入札参加希望

者（入札参加資格確認申請者）に有償又は無償により配付する。

ただし，入札事務の簡素化のために，設計図面等の配付時期を第12項第1号で定める一般競争入札参加資格確認結果通知の後とすることを妨げない。

- (2) 指名競争入札においては，第6項第4号で規定する指名競争入札参加の通知とあわせて当該建設工事等に係る設計図面等を書類を配付する。

10 入札参加応募申請書の受付，及び入札参加業者の決定

- (1) 制限付き一般競争入札においては，「制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式2）」を受付期限の日（入札公告日から7日間程度）まで受け付けること。

- (2) 業者から提出された資料に基づき入札参加資格の有無について確認を行い，その結果を理事会等で諮ること。また，理事会等の議事録には，入札参加資格の有無及び無資格の場合は，その理由を明記すること。

なお，第2項第4号で規定する契約方法決定時の理事長等において，入札参加資格の有無についての確認を理事長に委任することとした場合は，この理事会等を省略することができる。

11 入札参加業者の届出

- (1) 前項第2号の規定により入札参加業者が決定した後，速やかに「入札参加業者の届出（様式3）」を市へ提出し，市から助言を受けること。

- (2) 資格確認等に不適切な点があったときは，再度理事会等を開催して入札参加資格の再確認を行うこと。また，設計内容に不備があった場合には，訂正を求めることとなるので，入札の日程等について十分留意すること。

12 入札参加業者への通知

- (1) 制限付き一般競争入札においては、前項第1号に規定する市の助言を受けた後に「一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式4）」を通知すること。（入札資格が有ると認められた場合は、入札書、委任状、誓約書、入札辞退届を添付）

なお、入札参加資格がないとされた者から、その理由を求められた場合は説明等の対応をしなければならない。

- (2) 指名競争入札においては、前項第1号に規定する市の助言を受けた後に「入札参加指名通知書（様式5）」（入札書、委任状、誓約書、入札辞退届を添付）を通知すること。
- (3) 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が0人又は1人である場合は入札を行わずに、設計の見直しや再公告等の措置を講ずること。なお、この場合は直ちに市に報告すること。

13 適正な見積期間

入札参加業者等が適正な見積りをすることができるように、設計図面等の閲覧、配付から、入札の実施までに十分な期間を設けること。

なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条において、建設工事の見積期間を次のとおり規定している。

工事1件の予定価格	見積期間
(1) 500万円未満	1日以上
(2) 500万円以上5,000万円未満	10日以上（※）
(3) 5,000万円以上	15日以上（※）
※ ただし、やむを得ない事情があるときは、上記(2)及び(3)の期間は、5日以内に限り短縮することができる。	

（注）見積期間の日数は土・日、祝日、設計図書等の閲覧・配付日、入札日を除く。

14 入札の執行

- (1) 入札を行うときは、監事や複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等、租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係にある者」

を除く。)を立会人に含めること。また、併せて、本市職員の立ち会いを依頼すること。

(2) 入札書の投函と同時に工事費見積内訳書を提示させ、内訳書としての内容を具備しているかを開札と同時に確認すること。(設計事務所等に依頼する)

(3) 入札後、「入札結果報告書(様式6)」に入札が適正に行われたことを証する立会人全員の署名を行うとともに入札結果を記入し、速やかに市へ届け出ること。

(4) 入札結果(入札金額を除く)は、一般の閲覧に供すること。

15 契約の締結

(1) 落札業者が決定したときは、理事会等で審議の上速やかに契約を締結する。

ただし、原則補助事業に係る市からの補助金等交付決定通知の後に、契約を締結すること。

(2) 当該契約において、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。また、工事の一部を下請業者が行う場合には、当該下請業者の商号又は名称その他必要な事項を確認することとする。

(3) 契約の締結後、二週間以内に、契約書のかがみ及び工程表の各写しを市に提出すること。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和 7 年 6 月 3 日から施行する。

○ 様式一覧

- 1 予定価格書（様式 1）
- 2 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式 2）
- 3 入札参加業者の届出（様式 3）
- 4 一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式 4）
- 5 入札参加指名通知書（様式 5）
- 6 入札結果の届出（様式 6）

○ 関連資料

1 国・県関係

- (1) 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成 13 年 7 月 23 日厚生労働省老健局長 雇児発第 488 号，社援発第 1275 号，老発第 274 号）
- (2) 社会福祉法人における入札契約等の取扱について（平成 29 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号，社援基発 0329 第 1 号，障企発 0329 第 1 号，老高発 0329 第 3 号）
- (3) 最低制限価格制度及び低入札価格調査規準価格制度の適切な活用について（平成 21 年 5 月 15 日 国総入企第 3 号）

2 市

- (1) 柏市制限付き一般競争入札参加条件設定基準
- (2) 建設工事における入札保証に関する説明事項
- (3) 柏市指名業者選定基準
- (4) 柏市建設工事請負事業者等指名停止要領

3 その他

建設工事における契約保証に関する説明事項（参考）